

定期性総合口座規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、旭川しんきん定期性総合口座として利用すること（以下「この取引」という。）ができます。
 - ① 普通預金
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金および定額複利預金（以下これらを「定期預金等」という。）
 - ③ 定期積金
 - ④ 第2号の定期預金等または第3号の定期積金（以下「この預積金」という。）を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取り扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、口座開設店（以下「当店」という。）のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払い戻し（当座貸越を利用した普通預金の払い戻しを含みます。）ができます。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預け入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金の預け入れを除きます。）、自由金利型定期預金および定額複利預金の預け入れは当金庫所定の金額以上とし、これらの預け入れ、解約または書替継続は本店のみで取り扱います。ただし、当金庫所定の条件に合致する場合は、本店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れ、解約または書替継続ができます。

3. (証券類の受け入れ)

- (1) 普通預金およびこの預積金には、現金のほか、手形、小切手配当金領収証その他の証券で直ちに取り立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。
- (2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち、裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5) 証券類の取り立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. (振込金の受け入れ)

- (1) 普通預金には、為替による振込金を受け入れます。
- (2) 普通預金への振り込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

5. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 普通預金に証券類を受け入れたときは、受入店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払い戻しはできません。その払い戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) この預積金に証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (3) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届け出の住所宛に発信するとともに、普通預金については、その金額を普通預金元帳から引き落とし、また、定期預金等については、この通帳の記載を取り消したうえ、その証券類は受入店で返却します。
- (4) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

6. (定期預金等の自動継続)

- (1) 定期預金等は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指

定期性総合口座規定

定期預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続し、定額複利預金は、通帳記載の最長預入期限に自動的に定額複利預金として継続します。

- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を当店に申し出てください。ただし、期日指定定期預金および定額複利預金については、通帳記載の最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を申し出てください。

7. (預金等の払い戻し等)

- (1) 普通預金の払い戻しまたはこの定期預金等の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、この通帳とともに提出してください。なお、定期積金を解約するときは定期積金掛込帳（以下「掛込帳」という。）も提出してください。
- (2) 前項における普通預金の払い戻しまたは定期預金等の解約、書替継続手続きに加え、普通預金の払い戻しを受けることまたは定期預金等の解約、書替継続手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは普通預金の払い戻しまたは定期預金等の解約、書替継続の手続きを行いません。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

8. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえ普通預金に組み入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- (2) 定期預金等の利息は、元金に組み入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払い日に普通預金に入金します。

9. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高を超えて払い戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の預積金残高を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸し出し、普通預金へ入金のうえ払い戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、この取引の預積金残高の合計額の90%（千円未満は切り捨てます。）または1,000万円のうちいずれか少ない金額とし、極度額はこの通帳の定期性預金・担保明細欄に表示します。
- (3) この取引の預積金には最高1,112万円を限度に貸越金の担保として質権が設定されます。なお、この預積金が数口ある場合には、第10条(1)①で規定する貸越利率の低い順序、かつ同利率のものがある場合には、預入日（継続された場合はその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。
- (4) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受け入れまたは振り込まれた資金（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済に充てます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、貸越利率の高い順にその返済に充てます。
- (5) 貸越金の担保となっているこの預積金について解約または（仮）差押があった場合には、その解約または（仮）差押にかかるこの預積金の全額を除外して残りの預積金につき第2項に規定する極度額を算定しなおし、第3項と同様の方法により貸越金の担保とします。この場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払っ

定期性総合口座規定

てください。

10. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 2 月と 8 月の当金庫所定の日、計算のうえ普通預金から引き落としまたは貸越元金に組み入れます。この場合、貸越利率は貸越金の担保になっている預積金ごとにその約定利率(利回)(期日指定定期預金については通帳記載の「2 年以上」利率とし、定額複利預金については最長預入期限に適用する預入期間別利率とします。)に定期預金等の場合は、年 0.50%、定期積金の場合は、年 0.70%を加えた利率(年 365 日の日割計算)とします。
 - ② 前号の組み入れにより極度額を超える場合には、当金庫から請求がありしだい直ちに極度額を超える金額を支払ってください。
 - ③ この取引の預積金の金額について解約があった場合には、第 1 号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 前項の各利率(利回り)は金融情勢の変化により変更することがあります。
なお、預積金の利率(利回り)について変更があった場合、新利率(利回り)は変更日以後に継続または契約される預積金から適用します。
 - (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14.0%(年 365 日の日割計算)とします。

11. (届出事項の変更、通帳等の再発行等)

- (1) この通帳、掛込帳もしくは印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届け出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) この通帳、掛込帳または印章を失った場合の普通預金の払い戻し、解約、もしくはこの預積金の元利金ならびに給付契約金等の支払い、または通帳もしくは掛込帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳または掛込帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (5) 届け出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名・暗証)を届け出の印鑑(または署名・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者(個人のお客さまに限ります。)は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻しの額または不正な解約、書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第 22 条により補てんを請求することができます。

13. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合には貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくとも、それらを支払ってください。
 - ① 支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申し立てがあったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第 10 条(1)②により極度額を超えたまま 6 か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届け出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

定期性総合口座規定

② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

14. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第 16 条第 3 項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

15. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

16. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳および掛込帳を持参のうえ、当店に申し出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第 20 条第 1 項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号に一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団準構成員
 - エ. 暴力団関係企業
 - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - カ. その他本号アからオに準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合
 - ア. 暴力的な要求行為

定期性総合口座規定

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 当金庫との取引またはこれに付随する他取引に関して、脅迫的な言動、大声をあげる等の示威行為、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ. その他本号アからエに準ずる行為

カ. 当金庫の顧客に対する本号アからオまでに相当する顕著な行為

(4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、またはこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および掛込帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

17. (差引計算)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は貸越元利金等とこの取引の預積金をその満期日前でも相殺できるものとします。

(2) 前項の相殺ができる場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の預積金を払い戻し、債務の弁済に充てることのできるものとします。

(3) 第2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、この預積金の利率(利回り)はその約定利率(利回り)とします。

(4) 第1項により、なお普通預金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

18. (通知等)

届け出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

19. (成年後見人の届け出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

20. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) 普通預金、預積金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳および掛込帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

21. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

定期性総合口座規定

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

22. (盗難通帳による払い戻し等)

- (1) 盗取された通帳または掛込帳（以下、本条において「通帳等」という。）を用いて行われた不正な払い戻しまたは不正な解約、書替継続による払い戻し（以下、本条において「当該払い戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者（個人のお客さまに限ります。以下、本条において同じ。）は当金庫に対して当該払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を第12条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除きます。）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、

定期性総合口座規定

当金庫は補てんしません。

- ① 当該払い戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - ア. 当該払い戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - イ. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - ウ. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払い戻しを行っている場合には、この払い戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が当該払い戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受け取った限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払い戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

23. (休眠預金等活用法にかかる最終異動日等)

- (1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - ア. 一部引き出しにより預金額に異動があったこと
 - イ. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ③ 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この預金または定期積金について支払いが停止されたこと 当該支払停止が解除された日
 - ④ この預金または定期積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例に

定期性総合口座規定

よる処分を含みます。)の対象となったこと 当該手続きが終了した日

- ⑤ 法令または契約に基づく振り込みの受け入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができないものに限り、） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
- ⑥ この規定に基づく他の預金または定期積金について、前各号に掲げる事由が生じた場合他の預金または定期積金にかかる最終異動日等

24. (休眠預金等代替金に関する取り扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金にかかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
 - ② この預金にかかる休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと。
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - ② 前項に基づく取り扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

25. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

なお、第22条にいう預金者の重大な過失または過失となりうるのは次のような場合が考えられます。

1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は典型的には以下のとおりです。

- (1) 預金者が他人に通帳等を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届けを渡した場合
- (3) その他預金者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※ 上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 預金者の過失となりうる場合

定期性総合口座規定

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 通帳等を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
 - (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届けを通帳等とともに保管していた場合
 - (3) 印章を通帳等とともに保管していた場合
 - (4) その他本人に (1) から (3) までの場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合
- 以 上